

○ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（業務運営に関する措置）</p> <p>第三十七条の三 令第一条の六に規定する金額を超え改正令附則第三条に規定する金額以下である保険の引受けを行う特定保険業者であった少額短期保険業者等に対する規則第二百二十七条の二の規定の適用については、<u>同条第三項第十五号イ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等は、平成三十五年三月三十一日までの間に限り、保険金額が改正令附則第三条に規定する金額以下である保険の引受けを行うことができること。」と、同号ロ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等が一の被保険者について引き受けする全ての保険の保険金額の合計額については、平成三十五年三月三十一日までの間に限り、一の被保険者が既被保険者（平成三十年三月三十一日に改正令附則第三条第二項に規定する既契約者が締結していた保険契約に係る被保険者をいう。）である場合であつて同項の規定により現存契約（同項に規定する現存契約をいう。以下口において同じ。）の更改又は更新をするときにあつては当該一の被保険者当たり同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険に係る現</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（業務運営に関する措置）</p> <p>第三十七条の三 令第一条の六に定める金額を超え改正令附則第三条に定める金額以下である保険の引受けを行う特定保険業者であった少額短期保険業者等者に対する規則第二百二十七条の二の規定の適用については、<u>同条第三項第十五号中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及び特定保険業者であった少額短期保険業者等が一の保険契約者について引き受ける全ての保険の被保険者の総数は百人を超えてはならないこと」と、同号イ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等は、保険金額が改正令附則第三条に定める期間において同条に定める金額以下の保険の引受けを行うことができること。」と、同号ロ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等が一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額について、改正令附則第三条に定める期間において一の被保険者が既被保険者（同条第二項に規定する既被保険者をいう。以下口において同じ。）である場合にあつては、当該一の被保険者当たり一億円（同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険の</u></p>

存契約の保険金額（当該保険金額が二千万円を超えない場合にあっては、二千万円）と同項第七号に掲げる保険に係る現存契約の保険金額（当該保険金額が二千万円を超えない場合にあっては、二千万円）との合計額、当該既被保険者について同条第二項の規定により現存契約の更改又は更新をする場合以外の場合にあっては当該一の被保険者当たり四千万円（同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については、二千万円）をそれぞれ超えてはならないこと。」と、同号ハ中「含む。」とあるのは「含む。以下ハにおいて同じ。」。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等については、平成三十五年三月三十一日までの間に限り、総保険金額が上限総保険金額を超えない場合を除き、一の保険契約者について引き受ける全ての保険の被保険者の総数は百人を超えてはならないこと。」とする。

（保険金額の上限等に関する措置）

第三十八条 特定保険業者であった少額短期保険業者等は、一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額について、一の被保険者が既被保険者（平成三十年三月三十一日に改正令附則第三条第二項に規定する既契約者が締結していた保険契約に係る被保険者をいう。以下この条において同じ。）である場合であつて同項の規定に基づき現存契約（同項に規定する現存契約をいう。以下この条において同じ。）の更改又は更新をするときにあっては当該一の被保険者当たり同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険

保険金額の合計額については五千万円）、一の被保険者が既被保険者以外の者である場合にあっては、当該一の被保険者当たり六千万円（同項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については三千万円）を超えてはならないこと。」とする。

（保険金額の上限等に関する措置）

第三十八条 特定保険業者であった少額短期保険業者等は、一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額について、一の被保険者が既被保険者（改正令附則第三条第二項に規定する既被保険者をいう。以下この条において同じ。）である場合にあっては、当該一の被保険者当たり一億円（同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については五千万円）、一の被保険者が既被保険者以外の者である場合にあっては、当該一の被保険者当たり六千万円（同項第一号から第六号までに掲げる保険の

に係る現存契約の保険金額（当該保険金額が二千万円を超えない場合）にあつては、二千万円）と同項第七号に掲げる保険に係る現存契約の保険金額（当該保険金額が二千万円を超えない場合）にあつては、二千万円）との合計額、当該既被保険者について同条第二項の規定に基づき現存契約の更改又は更新をする場合以外の場合にあつては当該一の被保険者当たり四千万円（同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については、二千万円）をそれぞれ超えないための適切な措置を講じなければならない。

2 特定保険業者であつた少額短期保険業者等は、一の保険契約者に係る被保険者の総数が百人を超えないための適切な措置又は規則第二百十一條の三十一第二項に規定する総保険金額が同項に規定する上限総保険金額（同項に規定する特例上限総保険金額を含む。）を超えないための適切な措置及び一の被保険者当たりの改正令附則第三条第一項各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額が、それぞれ当該各号に定める金額（既被保険者について同条第二項の規定により現存契約の更改又は更新をする場合にあつては、当該各号に掲げる保険に係る現存契約の保険金額の合計額（当該合計額が当該各号に定める金額に満たない場合にあつては、当該金額））を超えないための適切な措置を講じなければならない。

保険金額の合計額については三千万円）を超えないための適切な措置を講じなければならない。

2 特定保険業者であつた少額短期保険業者等は、一の保険契約者に係る被保険者の総数が百人を超えないための適切な措置又は規則第二百十一條の三十第三号ハに規定する総保険金額が同号ハに規定する上限総保険金額（同号ハに規定する特例上限総保険金額を含む。）を超えないための適切な措置及び一の被保険者当たりの改正令附則第三条第一項各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額が、それぞれ当該各号に定める金額（一の被保険者が既被保険者（当該保険の区分と同項各号に掲げる保険の区分が同一の保険に係る既被保険者に限る。）以外の者である場合にあつては、同項各号に定める金額に五分の三（同項第二号に掲げる保険にあつては、三分の二）を乗じて得た金額）を超えないための適切な措置を講じなければならない。